

平成 21 年 12 月 18 日

船舶所有者各位

全国海運組合連合会

船員保険制度変更に伴う諸手続について、ご留意

今般、社会保険庁より標題関連資料が公表されましたのでお知らせいたします。

これら資料につきましては、各都道府県社会保険事務所等より現在船員保険に加入している事業者各位宛間もなく発送されますので十分ご留意され、手続き等に遺漏の無きようお願い致します。

尚、ご不明の点は、資料に掲載されております各関係窓口、各都道府県社会保険事務所(1月以降は年金事務所)、労働局・労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)等にお問い合わせ下さい。

添付：「1月からの船員保険制度のご利用について」平成 21 年 12 月 社会保険庁

以 上

# 1月からの船員保険制度のご利用について

いよいよ来月から船員保険制度が大きく変わります。

この資料は、本年10月及び11月のお知らせに引き続き、主に、船員保険制度に加入いただいている被保険者、受給者の皆様、船舶所有者の皆様を対象として、来年1月からのお問い合わせ先や保険料率をお知らせするものです。

制度をご利用いただく際の参考にご活用ください。

また、ご不明な点があれば、本年12月中は社会保険庁に、来年1月からは全国健康保険協会に、お気軽にお尋ねください。

平成21年12月

社会保険庁

## 【1月からの船員保険制度のお問い合わせ先】

- 船員保険制度の運営主体が社会保険庁から全国健康保険協会に変わります。

全国健康保険協会（以下「協会」と略称）で船員保険業務を処理するため、1月から船員保険部が置かれます。

協会船員保険部の住所や連絡先は次のとおりです（協会本部（総務部、企画部など）の所在地（千代田区九段下）とは異なりますので、ご注意ください）。

◆ 名称：全国健康保険協会 船員保険部

◆ 所在地：〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階  
（JRまたは東京メトロの飯田橋駅より徒歩3分）

◆ 電話：0570-300-800

全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます（ただし、携帯電話や公衆電話からはご利用いただけませんので、ご注意ください）。

03-6862-3060

通常の電話ですので、通話料金は全額お客様負担となります。

## 【1月からの各種申請、届出等の書類】

- 1月から協会への各種の申請や届出等にお使いいただく書類（用紙）については、1月以降、全国健康保険協会ホームページより、ダウンロードによりご利用いただけるようになる予定です。

◆協会のホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- ホームページからの申請書用紙等のダウンロードによるご利用が困難な場合には、協会船員保険部（0570-300-800または03-6862-3060）にお気軽にご連絡ください。  
協会船員保険部より、ご利用いただく書類（用紙）を早急に郵送しますので、

その書類（用紙）をご利用いただくようお願いします。

## 【1月からの船員保険料率】

- 1月からの船員保険制度では、保険料率は、疾病保険料率と災害保健福祉保険料率で構成されます。
  - ◆疾病保険料率：職務外疾病の保険給付等に充てられる保険料で、労使折半となります（法定範囲：4.0%～11%）。
  - ◆災害保健福祉保険料率：職務上疾病・年金の保険給付及び保健・福祉事業等に充てられる保険料で、船舶所有者の負担となります（法定範囲：1.0%～3.5%）。
- 船員保険料率は、あらかじめ船員保険協議会の意見を聴いた上で、協会運営委員会の議を経て、協会理事長が定めることとされており、1月からの保険料率としては、別紙1の料率が設定されることになっています。

## 【1月からの疾病任意継続被保険者の保険料の納付方法】

- 1月から疾病任意継続被保険者の皆様に保険料をお支払いいただく方法が変わります。
  - 疾病任意継続被保険者の皆様には、全国健康保険協会に保険料をお支払いいただくこととなりますが、お支払いの方法としては、最寄りのコンビニエンスストア（※）でのお支払いを原則にさせていただきます。

（※）保険料がお支払いいただけるコンビニエンスストア

am/pm	スーパー(北海道のみ)	デイリーヤマザキ
エブリワン	スリーエイト	ハセガワストア
くらしハウス	スリーエフ	ファミリーマート
ココストア	セブン-イレブン	ポプラ
コミュニティストア	セイコーマート	ミニストップ
サークルK	セーブオン	ヤマザキデイリーストアー
サンクス	生活彩家	ローソン
※MMK設置店もご利用いただけます。		(五十音順)

- ただし、お近くにコンビニエンスストアがないケースもあると思いますので、そのような場合には、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）の窓口でのお支払いをお願いいたします。
- コンビニエンスストアでお支払いいただく場合と、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いいただく場合とで、納付書が異なります。  
納付書をお送りする際には、コンビニエンスストア用とゆうちょ銀行（郵便局）用の2種類の納付書をお送りいたします。  
なお、1月分保険料の納付書がお手許に届く時期については、1月12日（火）頃を予定しています。
- 保険料の納付期日については、納付書の送付時期が遅れることから、1月保険料についてのみ1月20日（水）とさせていただきますので、それまでにお支払いいただけますようお願いいたします。
- 11月のお知らせでもお伝えしたように、毎月の保険料は、月初めに郵送する納付書で、その月の1日から10日（10日が土・日曜日または祝祭日の場合は翌営業日）までにお支払いください。ただし、平成22年1月分保険料のみ1月20日に延長されます。  
保険料については、正当な理由なく納付期日までに保険料のお支払いがない場合は、納付期日の翌日で資格喪失することとなり、被保険者証をご使用いただけなくなりますので、十分ご注意ください（初めてお支払いされる保険料を納付期日までにお支払いいただけない場合は、疾病任意継続被保険者とならなかったものとして取り扱われます）。
- これまでご利用いただいていた銀行、信用金庫等でのお支払いができなくなりますので、ご不便をおかけします。今後、お支払いいただける金融機関の

範囲を拡大する場合には、その都度お知らせしますが、ご理解・ご協力いただくようお願いいたします。

## 【1月からの傷病手当金・出産手当金と報酬との調整】

- 今回の制度改正により、1月からは、船員保険制度においても、健康保険制度と同様、傷病手当金及び出産手当金の支給に際し、報酬との調整が行われるようになりますので、ご注意ください。
- 具体的には、被保険者の方が病気やけがで傷病手当金の支給申請を行った場合で、申請期間中に船舶所有者から報酬を受けることができる期間があるときは、その期間について傷病手当金を支給しないこととなります。ただし、船舶所有者から受けることができる報酬の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を傷病手当金として支給することとなります。なお、出産手当金についても、傷病手当金と同様の取扱いとなります。

### (注1)

被保険者の方が病気やけがで、船舶所有者から受けることができるはずであった報酬の全部または一部を受けることができず傷病手当金（出産手当金）の支給を受けた場合には、支給した傷病手当金（出産手当金）の額を船舶所有者から徴収することとなります。

### (注2)

船舶所有者において、傷病手当金（出産手当金）が支給される前に立て替えて被保険者に支払いを行っている場合には、傷病手当金（出産手当金）を被保険者に代わって代理受領することができます。  
立て替え払いをされる船舶所有者は、「賃金の一部」としてではなく、傷病手当金（出産手当金）立替払いとして経理処理をされるようお願いいたします。

単に船舶所有者が傷病手当金（出産手当金）を立て替えて被保険者に支給しているのであれば報酬との調整の対象にはなりません、賃金として取り扱っている場合には、報酬との調整措置が適用され、傷病手当金（出産手当金）がその分調整（減額）され、被保険者の方の不利益になることがありますので、船舶所有者の皆様におかれましては、特にご留意いただくよう、お願いします。

## 【1月からの療養補償証明書の取扱い】

- 今回の制度改正により、平成22年1月1日以後に発生した職務上の病気やけがの補償については、船員保険の給付対象ではなくなり、労災保険から給付を受けていただくこととなります。  
このため、平成22年1月1日以後に発生した職務上の病気やけがについては療養補償証明書の交付対象ではなくなり、使用できませんので、ご注意ください。  
なお、下船後3月の療養補償については、引き続き、船員保険から給付が行われますので、これまでどおりの取扱いで変更はありません。
- 今回の制度改正に伴い、療養補償証明書の様式が変更されます。  
変更後の帳票については、平成22年1月以降、準備ができ次第、全国健康保険協会から船舶所有者へ送付される予定です。  
それまでの間は、これまでの療養補償証明書の帳票をご使用いただくこととなりますが、平成22年1月1日以後に発生した職務上の病気やけがについては、療養補償証明書を交付しないよう、ご注意ください。  
なお、新しい療養補償証明書の帳票をご使用いただけるようになるまでの間、暫定的に現行の帳票をご使用いただく場合にご留意いただきたい点を、別紙2のとおりまとめましたので、ご参考としてください。

# 平成22年1月分からの船員保険料率について

平成22年1月からの船員保険制度の保険料率は、疾病保険料率（船舶所有者と被保険者とで折半）と災害福祉保健料率（船舶所有者負担）とで構成されます。

## 【平成21年12月分までの保険料率】

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
疾病部門（医療分）	4.55	6.55	11.1
職務上	0	2.00	2.00
職務外	4.55	4.55	9.10
失業部門	0.40	0.70	1.10
年金部門	0	4.40	4.40
福祉事業等	0	1.40	1.40
特別支給金	0	0.60	0.60
その他	0	0.80	0.80
合 計	4.95	13.05	18.0

## 【平成22年1月分からの保険料率】

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
疾病保険料率	4.55	4.70	9.25
災害保健福祉保険料率	0	1.40	1.40
合 計	4.55	6.10	10.65

疾病任意継続被保険者 ⇒ 9.75（疾病：9.25、災害0.50）

独立行政法人被保険者（注） ⇒ 0.50（疾病：0、災害0.50）

後期高齢者医療被保険者等 ⇒ 1.40（疾病：0、災害1.40）

### 【参考：労働保険料率】

労災保険料率	0	5.00	5.00
雇用保険料率	0.40	0.70	1.10
合 計	0.40	5.70	6.10

※ 疾病保険料率のうち、長寿医療制度支援金等に充てるための特定保険料率は3.20%、保険給付費等に充てるための基本保険料率は6.05%です。

※ 40歳以上65歳未満の被保険者については、介護保険料率として1.34%（船舶所有者と被保険者とで折半）が疾病保険料率に上乗せされます。

※ 平成22年1月からの疾病保険料率に係る被保険者が負担する率及び疾病任意継続被保険者が負担する率については、0.15%の軽減がされています。

**船員保険料額については、裏面をご覧ください。**

（注）独立行政法人被保険者とは、独立行政法人等に勤務されている船員の方で、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員である被保険者の方です。



# 船員保険料額表 《平成22年1月分(2月納付分)～》 ※疾病任意継続被保険者の方:平成22年1月分(1月納付分)～

平成22年1月1日から適用  
(単位:円)

標準報酬		報酬月額	後期高齢者医療に加入していない被保険者				後期高齢者医療に加入している被保険者		疾病任意継続被保険者(被保険者負担)	
			介護保険に該当しない被保険者		介護保険に該当となる被保険者		船舶所有者負担分	被保険者負担分	介護保険に該当しない被保険者	介護保険に該当となる被保険者
			船舶所有者負担分	被保険者負担分	船舶所有者負担分	被保険者負担分				
等級	月額		6.10%(※1)	4.55%(※2)	6.77%	5.22%	1.40%(※3)	0	9.75%(※4)	11.09%
		円以上 円未満								
1	58,000	～ 63,000	3,538	2,639	3,926.6	3,027.6	812	0	5,655	6,432
2	68,000	63,000 ～ 73,000	4,148	3,094	4,603.6	3,549.6	952	0	6,630	7,541
3	78,000	73,000 ～ 83,000	4,758	3,549	5,280.6	4,071.6	1,092	0	7,605	8,650
4	88,000	83,000 ～ 93,000	5,368	4,004	5,957.6	4,593.6	1,232	0	8,580	9,759
5	98,000	93,000 ～ 101,000	5,978	4,459	6,634.6	5,115.6	1,372	0	9,555	10,868
6	104,000	101,000 ～ 107,000	6,344	4,732	7,040.8	5,428.8	1,456	0	10,140	11,533
7	110,000	107,000 ～ 114,000	6,710	5,005	7,447.0	5,742.0	1,540	0	10,725	12,199
8	118,000	114,000 ～ 122,000	7,198	5,369	7,988.6	6,159.6	1,652	0	11,505	13,086
9	126,000	122,000 ～ 130,000	7,686	5,733	8,530.2	6,577.2	1,764	0	12,285	13,973
10	134,000	130,000 ～ 138,000	8,174	6,097	9,071.8	6,994.8	1,876	0	13,065	14,860
11	142,000	138,000 ～ 146,000	8,662	6,461	9,613.4	7,412.4	1,988	0	13,845	15,747
12	150,000	146,000 ～ 155,000	9,150	6,825	10,155.0	7,830.0	2,100	0	14,625	16,635
13	160,000	155,000 ～ 165,000	9,760	7,280	10,832.0	8,352.0	2,240	0	15,600	17,744
14	170,000	165,000 ～ 175,000	10,370	7,735	11,509.0	8,874.0	2,380	0	16,575	18,853
15	180,000	175,000 ～ 185,000	10,980	8,190	12,186.0	9,396.0	2,520	0	17,550	19,962
16	190,000	185,000 ～ 195,000	11,590	8,645	12,863.0	9,918.0	2,660	0	18,525	21,071
17	200,000	195,000 ～ 210,000	12,200	9,100	13,540.0	10,440.0	2,800	0	19,500	22,180
18	220,000	210,000 ～ 230,000	13,420	10,010	14,894.0	11,484.0	3,080	0	21,450	24,398
19	240,000	230,000 ～ 250,000	14,640	10,920	16,248.0	12,528.0	3,360	0	23,400	26,616
20	260,000	250,000 ～ 270,000	15,860	11,830	17,602.0	13,572.0	3,640	0	25,350	28,834
21	280,000	270,000 ～ 290,000	17,080	12,740	18,956.0	14,616.0	3,920	0	27,300	31,052
22	300,000	290,000 ～ 310,000	18,300	13,650	20,310.0	15,660.0	4,200	0	29,250	33,270
23	320,000	310,000 ～ 330,000	19,520	14,560	21,664.0	16,704.0	4,480	0	31,200	35,488
24	340,000	330,000 ～ 350,000	20,740	15,470	23,018.0	17,748.0	4,760	0	33,150	37,706
25	360,000	350,000 ～ 370,000	21,960	16,380	24,372.0	18,792.0	5,040	0	35,100	39,924
26	380,000	370,000 ～ 395,000	23,180	17,290	25,726.0	19,836.0	5,320	0	37,050	42,142
27	410,000	395,000 ～ 425,000	25,010	18,655	27,757.0	21,402.0	5,740	0	39,975	45,469
28	440,000	425,000 ～ 455,000	26,840	20,020	29,788.0	22,968.0	6,160	0		
29	470,000	455,000 ～ 485,000	28,670	21,385	31,819.0	24,534.0	6,580	0		
30	500,000	485,000 ～ 515,000	30,500	22,750	33,850.0	26,100.0	7,000	0		
31	530,000	515,000 ～ 545,000	32,330	24,115	35,881.0	27,666.0	7,420	0		
32	560,000	545,000 ～ 575,000	34,160	25,480	37,912.0	29,232.0	7,840	0		
33	590,000	575,000 ～ 605,000	35,990	26,845	39,943.0	30,798.0	8,260	0		
34	620,000	605,000 ～ 635,000	37,820	28,210	41,974.0	32,364.0	8,680	0		
35	650,000	635,000 ～ 665,000	39,650	29,575	44,005.0	33,930.0	9,100	0		
36	680,000	665,000 ～ 695,000	41,480	30,940	46,036.0	35,496.0	9,520	0		
37	710,000	695,000 ～ 730,000	43,310	32,305	48,067.0	37,062.0	9,940	0		
38	750,000	730,000 ～ 770,000	45,750	34,125	50,775.0	39,150.0	10,500	0		
39	790,000	770,000 ～ 810,000	48,190	35,945	53,483.0	41,238.0	11,060	0		
40	830,000	810,000 ～ 855,000	50,630	37,765	56,191.0	43,326.0	11,620	0		
41	880,000	855,000 ～ 905,000	53,680	40,040	59,576.0	45,936.0	12,320	0		
42	930,000	905,000 ～ 955,000	56,730	42,315	62,961.0	48,546.0	13,020	0		
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	59,780	44,590	66,346.0	51,156.0	13,720	0		
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	62,830	46,865	69,731.0	53,766.0	14,420	0		
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	66,490	49,595	73,793.0	56,898.0	15,260	0		
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	70,150	52,325	77,855.0	60,030.0	16,100	0		
47	1,210,000	1,175,000 ～	73,810	55,055	81,917.0	63,162.0	16,940	0		

※疾病任意継続被保険者の方の標準報酬は、27等級(月額410,000円)が上限です。

- 船員保険料率は、疾病保険料率(船舶所有者と被保険者とで折半)と災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)とで構成されています。
- (※1)船舶所有者負担分は疾病保険料率4.70%と災害保健福祉保険料率1.40%を合算した率です。
- (※2)被保険者負担分は、疾病保険料率4.55%です。(船舶所有者負担分との折半から0.15%軽減されています。)
- (※3)後期高齢者医療に加入している被保険者の方に係る保険料率は、災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)1.40%です。(被保険者の方の負担はありません。)
- (※4)疾病任意継続被保険者に係る保険料率は、疾病保険料率9.25%と災害保健福祉保険料率0.50%を合算した率です。
- 介護保険に該当となる被保険者とは、40歳以上65歳未満の方です。介護保険料は船舶所有者と被保険者とで折半となります。(介護保険料率:1.34% 平成22年1月分～)
- 後期高齢者医療に加入している被保険者とは、①日本国内に住所を有する75歳以上である方、②65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方です。
- 疾病保険料率(9.25%)のうち、6.05%は保険給付等に充てるための基本保険料率となり、3.20%は長寿医療制度支援金等に充てられる特定保険料率となります。
- 納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額(船舶所有者負担分と被保険者負担分の合計額)を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額となります。
- 被保険者負担分に円未満の端数がある場合
  - ①船舶所有者が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
  - ②被保険者が、被保険者負担分を船舶所有者の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- 注1) ①・②に関わらず、船舶所有者と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 独立行政法人被保険者の方の保険料率は災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)0.50%です。(被保険者の方の負担はありません。)

平成22年1月以後の療養補償証明書の記載方法  
(当分の間の取扱い)

船員保険療養補償証明書				
本 人	被保険者証記号番号	船 東Aあい 3456	職務の種類	甲板員
	氏 名	船員 三郎	生年月日	35年1月25日
乗 組 船 船	船名	第一船保丸	総トン数	499
	船種	1漁船 2旅客船 3貨物船 4貨客船 5タンカー 6ひき船 7その他( )		
傷 病 ・ 事 故	発生の日時	平成22年1月15日	午前( ) 午後( )	4時30分頃
	及び場所	東京港第一岸壁(荷役作業中)		
傷 病	1疾病	②員	傷部位	右上腕
船員法第八九条第一項該当	事故の原因及び発生状況並びに経過の詳細(発生場所を图示すること)	上記のとおり事故があったことを確認しました。 平成 年 月 日 職務の種類 氏名 氏名 ④ (注)押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。		
	事故発生によりとった措置			
	乗船中発生した事故場合は、入港・帰港の日時	平成 年 月 日	午前 時 分 午後	港名
	下船港	東京港		
船員法第八九条第二項該当	下船の場所及び年月日	下船年月日	下船後三月満了年月日	平成22年4月30日
		平成22年1月15日		
上記のとおり相違ないことを証明します。				
平成22年1月15日				
船舶所有者	住所又は所在地氏名又は名称	東京都豊島区5-2 船保株式会社 代表取締役 船保 一郎 ④		
船長	住所又は所在地氏名又は名称	④		
地方社会保険事務局(社会保険事務所)	所在地氏名	④		
(注) 船舶所有者又は船長の押印については、署名(自筆)の場合は必要ありません。				

この部分は  
使いません。

下船後三月(船員保険法第八九条第二項該当)の場合は、これまでどおり、太線枠内をすべて記入してください。